

2 特別加入の手続き

(1) 初めて特別加入を申請する場合

派遣元の団体または事業主が、日本国内において実施している事業（有期事業を除く）について、労災保険の保険関係が成立していることが必要です。
なお、派遣先の事業については、有期事業も含まれます。

<加入の手続き>

派遣元の団体または事業主が、その事業から派遣する特別加入予定者をまとめて行うことになっています。

海外派遣者の派遣の形態（転勤、移籍出向など）や派遣先での職種、あるいは派遣先事業場の形態、組織などについては問いません。

提出するもの： 特別加入申請書（海外派遣者）
提出先： 所轄の労働基準監督署長（以下「監督署長」といいます。）を經由して所轄の都道府県労働局長（以下「労働局長」といいます。）

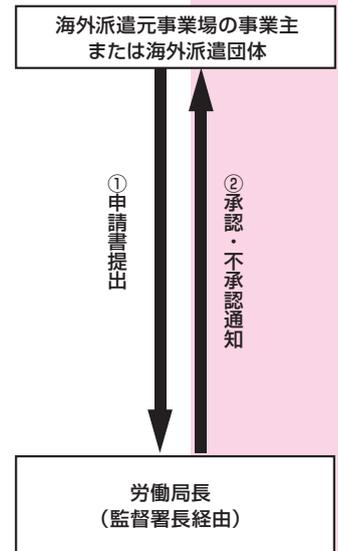
特別加入申請書（以下「申請書」といいます。）には、特別加入を希望する人の業務の具体的な内容、地位・役職名および希望する給付基礎日額などを記入します。

中小事業の代表者などとして海外に派遣される人については労働者として派遣される人とは異なり、特別加入申請書の「業務の内容」欄に、派遣先の事業の種類、当該事業における労働者数および所定労働時間を付記することが必要です。

この場合、申請書には派遣先の事業の規模などを証明するための資料（派遣先事業に係る労働者名簿の写しまたは派遣先の事業案内など）を添付する必要があります。

※申請書の記入については、13ページの記入例を参考にしてください。

※給付基礎日額については、7ページを参照してください。



(2) すでに特別加入を承認されている派遣元の場合

提出するもの： 特別加入に関する変更届（海外派遣者）
提出先： 監督署長を経由して労働局長

派遣元の団体または事業主は、以下の場合には、「特別加入に関する変更届（海外派遣者）」（以下「変更届」といいます。）を提出する必要があります。

- ① 特別加入を承認されている人の氏名、業務内容などに変更があった場合
- ② 派遣先の事業の名称や所在地が変わった場合
- ③ 派遣する国が変わった場合
- ④ 労働者として派遣されていた人が中小事業の代表者などに就任した場合
- ⑤ 中小事業の代表者などとして派遣されていた人が労働者となった場合
- ⑥ 新たに海外派遣者となった人を追加して特別加入させる場合
- ⑦ 帰国等により派遣先の事業に従事なくなり、特別加入者の資格を失った人がいる場合

上記④の場合には、変更届に、派遣先の事業における地位・役職名、派遣先の事業の種類および当該事業における労働者数などを記載するとともに派遣先の労働者名簿の写し、事業内容などの資料を添付する必要があります。

※変更届の記入については14ページの記入例を参考にしてください。

（ご注意）

災害が発生した後に変更届を提出されても、すでに発生した災害の給付には反映されません。

特別加入の申請に対する労働局長の承認は、申請日の翌日から30日以内で申請者が加入を希望する日となります。

例えば、4月1日から特別加入を希望する場合は、3月2日から3月31日までの間に提出しなければなりません。

希望日以後に提出した場合は、希望日の加入は出来ませんので海外派遣日の前に申請書または変更届を提出する必要があります。

海外派遣元事業場の事業主
または海外派遣団体

①変更届提出

労働局長
(監督署長経由)